

日田市規則第19号

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月27日

日田市長 原 田 啓 介

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示並びに追加条等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第22条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報</p>	<p>第22条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報</p>

ア～ウ 略

エ 要保護者等に係る公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項又は第28条第2項の家賃の決定、同法第16条第5項（同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免、同法第25条第1項の入居の申込み、同法第27条第5項又は第6項の事業主体の承認、同法第29条第1項の明渡しの請求、同法第29条第8項の明渡しに係る期限の延長、同法第30条第1項のあっせん等、同法第32条第1項の明渡しの請求又は同法第48条の条例で定める事項に関する情報（以下「公営住宅関係情報」という。）

オ～コ 略

(2)～(5) 略

第24条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 略

(2) 公営住宅法第16条第5項（同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア及びイ 略

ア～ウ 略

エ 要保護者等に係る公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項又は第28条第2項の家賃の決定、同法第16条第4項（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免、同法第25条第1項の入居の申込み、同法第27条第5項又は第6項の事業主体の承認、同法第29条第1項の明渡しの請求、同法第29条第7項の明渡しに係る期限の延長、同法第30条第1項のあっせん等、同法第32条第1項の明渡しの請求又は同法第48条の条例で定める事項に関する情報（以下「公営住宅関係情報」という。）

オ～コ 略

(2)～(5) 略

第24条 条例別表第2の9の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 略

(2) 公営住宅法第16条第4項（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア及びイ 略

(3) 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第29条第9項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実について審査に関する事務 前号に掲げる情報

(4)及び(5) 略

第26条 略

第26条の2 条例別表第2の11の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第36条の3の障害基礎年金の支給の停止に関する事務 当該障害基礎年金の受給権者に係る市町村民税に関する情報

(2) 国民年金法第89条第1項の保険料の納付義務の確定に関する事務 当該納付義務の被保険者に係る生活保護実施関係情報

(3) 国民年金法第90条第1項、第90条の2第1項から第3項まで又は第90条の3第1項の保険料の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う被保険者等（国民年金法第89条第2項に規定する被保険者等をいう。以下同じ。）、当該被保険者

(3) 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実について審査に関する事務 前号に掲げる情報

(4)及び(5) 略

第26条 略

等の配偶者及び世帯主に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請を行う被保険者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

ウ 当該申請を行う被保険者等又は当該保険者等の属する世帯の他の世帯員に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請を行う被保険者等又は当該保険者等の属する世帯の他の世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

(4) 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）附則第14号の保険料の免除の特例についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う被保険者等（国民年金法第89条第2項に規定する被保険者等をいう。以下同じ。）、当該被保険者等の配偶者及び世帯主に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請を行う被保険者等に係る住民票に記載された住民票関係情報

ウ 当該申請を行う被保険者等又は当該保険者等の属する世帯の他の世帯員に係る生活保護実施関係情報

エ 当該申請を行う被保険者等又は当該保険者等の属する世帯の他の世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

第41条 条例別表第2の26の項の規則で定める事務は、次の各号

第41条 条例別表第2の26の項の規則で定める事務は、次の各号

に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 略  
イ 略  
ウ 略  
エ 略  
オ 略

に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

イ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

ウ 略  
エ 略  
オ 略  
カ 略  
キ 略

カ 略

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 略

イ 略

ウ 略

エ 略

オ 略

カ 略

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

ク 略

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

イ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

ウ 略

エ 略

オ 略

カ 略

キ 略

ク 略

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 略
- イ 略
- ウ 略
- エ 略
- オ 略
- カ 略

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 次に掲げる情報

法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

- ア 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
- イ 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

- ウ 略
- エ 略
- オ 略
- カ 略
- キ 略
- ク 略

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 次に掲げる情報

ア 略

イ 略

ウ 略

エ 略

オ 略

カ 略

(5)及び(6) 略

第48条 条例別表第2の33の項の規則で定める事務は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づいて行う次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各

ア 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報

イ 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給に関する情報

ウ 略

エ 略

オ 略

カ 略

キ 略

ク 略

(5)及び(6) 略

第48条 条例別表第2の33の項の規則で定める事務は、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づいて行う次に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各



号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う外国人の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～エ 略

オ 要保護外国人等に係る年金給付関係情報（国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第15号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。）

カ 略

キ 略

ク 略

ケ 略

コ 略

サ 略

シ 略

ス 略

セ 略

ソ 略

タ 略

チ 略

ツ 略

号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う外国人の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア～エ 略

オ 略

カ 略

キ 略

ク 略

ケ 略

コ 略

サ 略

シ 略

ス 略

セ 略

ソ 略

タ 略

チ 略

㇏ 略

㇑ 略

㇒ 略

㇓ 略

㇔ 略

(2)~(5) 略

㇕ 略

㇖ 略

㇗ 略

㇘ 略

㇙ 略

(2)~(5) 略

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。